

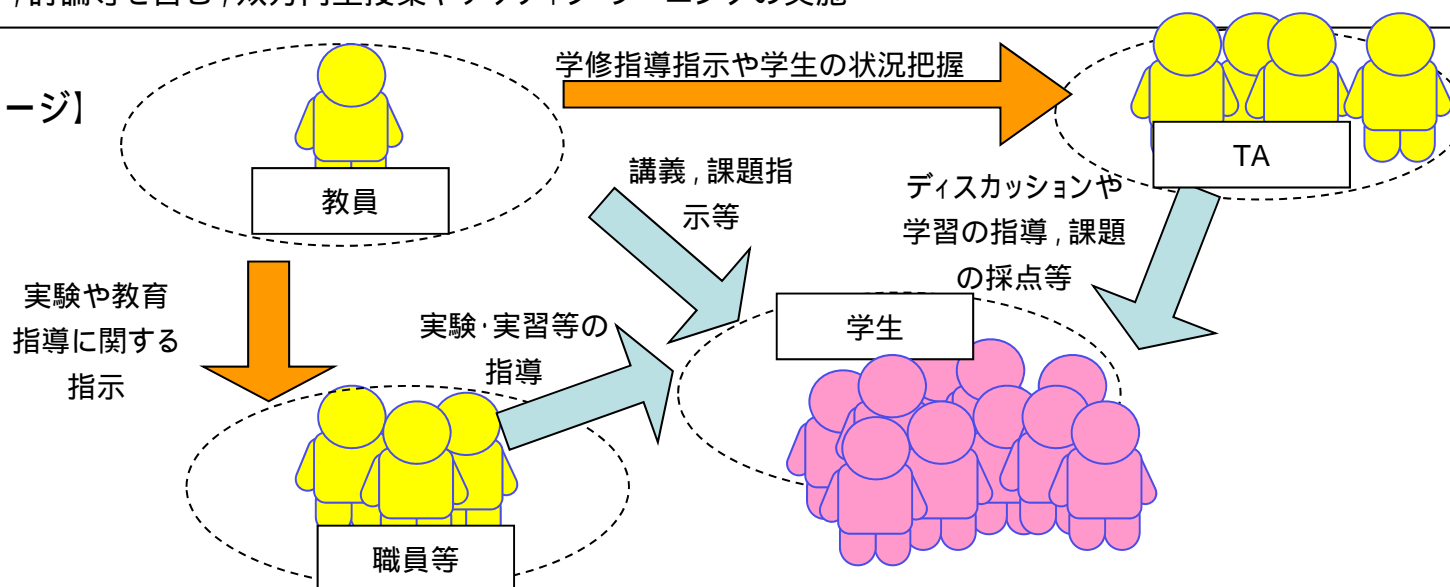
国際的な動向を踏まえた大学教育の展開について

教学システムやスタッフの充実により、
総がかりで「各学生の学習の密度を高める」教育への転換が必要

(米国等で見られる取組)

- ・ 授業外でのアサインメント(課題)の設定(シラバスにおいて明確化)
- ・ TAや教育支援職員による授業外学習の指導や実験, ディスカッションの実施
- ・ 大人数講義であってもTA等を適切に配置することにより, 個々の学生の理解度や進捗に応じた対応を実施
- ・ ICT機器やeラーニング, 討論等を含む, 双方向型授業やアクティブ・ラーニングの実施

【米国型教育のイメージ】



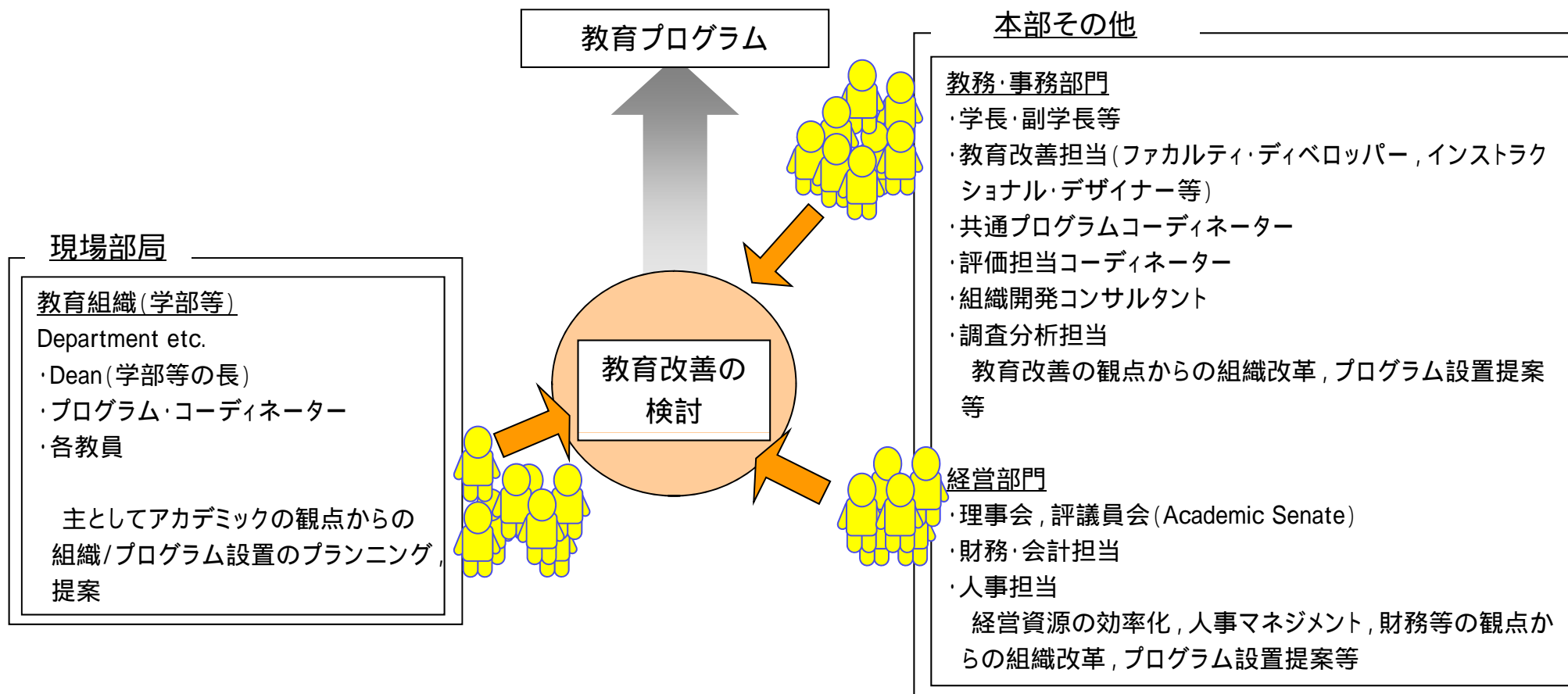
- ・ 各授業において, 各教員は, その「個人技」による教育ではなく, 教員を中心とした「チーム」による教育を提供。
- ・ 教員が, 授業(コース)の提供に関わるTAや職員等をマネジメントし, 学生に対して多様な手段でアプローチし, 学修効果を高めることが可能。

教育課程の体系化のための教学マネジメント

大学として一貫性・体系性を持ったプログラムを合理的に提供する体制への転換が必要

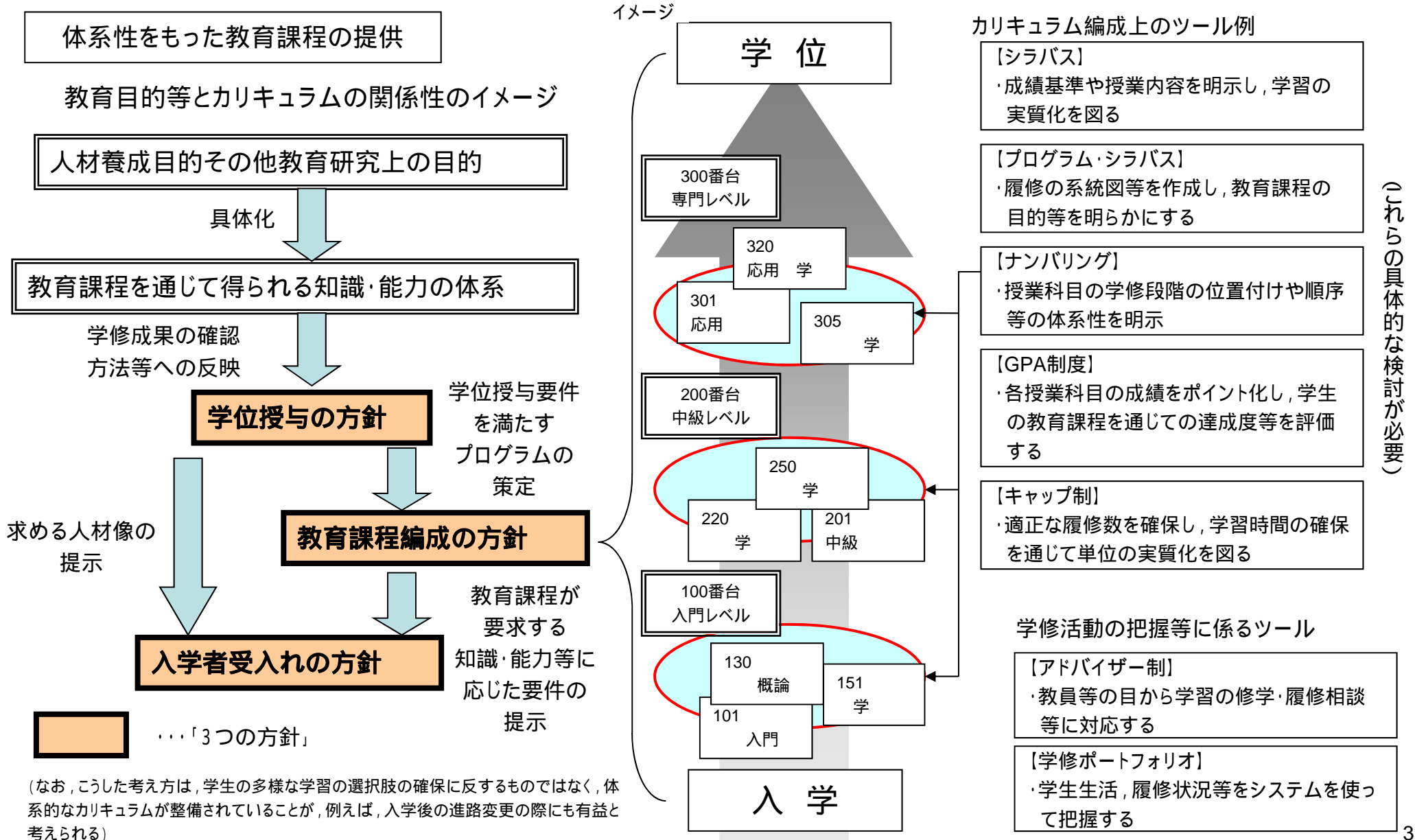
米国のカリキュラム編成, カリキュラム改善等に関するマネジメントのイメージ

- ・学部等のみならず, 教務事務, 経営部局等にも存在する高度な専門職員・スタッフ等が, それぞれの専門的な見地から, 多様なアプローチで教育改善に関与。
- ・全学的なリソース(人員・予算)の調整やデータ分析・教育開発支援等は本部業務として支援。



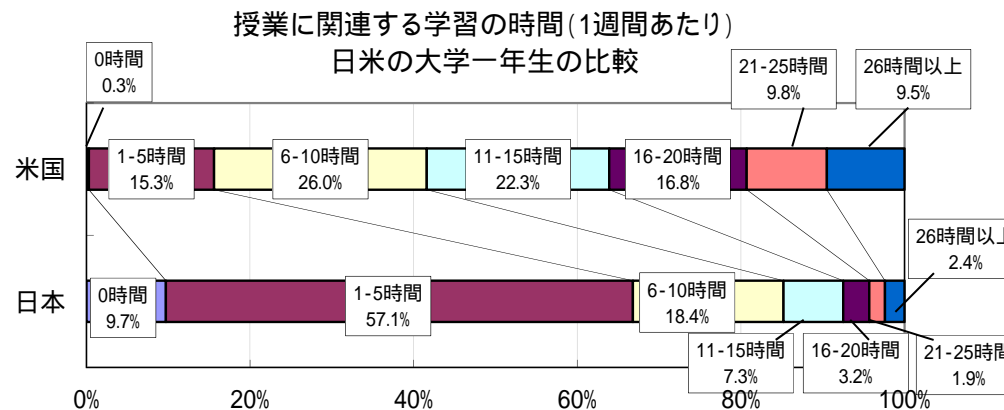
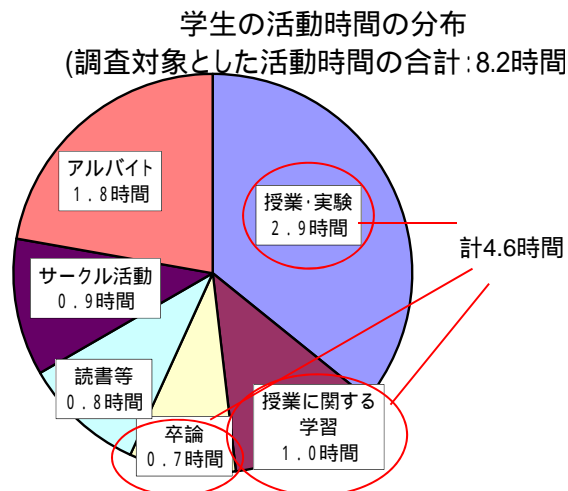
教育課程の体系化のための各種方策について

海外から見て分かりやすい体系的なカリキュラム編成への転換



我が国の高等教育の状況 (1)

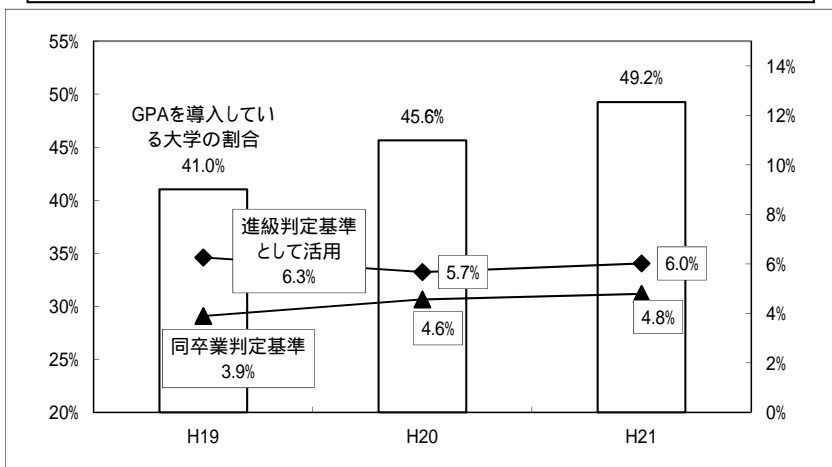
日本の大学生の学習時間は4.6時間/日であり、大学設置基準の要請や国際的な水準である8時間程度/日の約半分の学修量。週当たりの学習時間数を比較しても、米国とは大きな差が生じている。



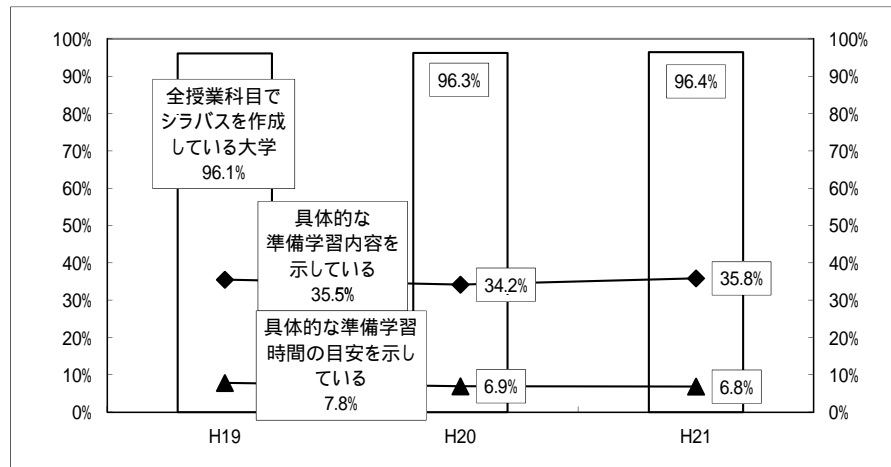
注) 平成23年8月22日、中教審大学教育部会における金子元久委員の発表資料より作成
日本のデータは、東京大学大学経営政策研究センター (CRUMP) 「全国大学生調査」 (2006 8年, サンプル数44, 905人), 米国のデータは NSSE (The National Survey of Student Engagement) による

GPA制度の導入やシラバスの作成は進んだが、進級・卒業に係る判定や、授業外の準備学習に関する指示の状況等、実質化は進んでいるとは言えない。

GPAの導入状況 (学士課程)



シラバスの作成状況と記載内容 (学士課程)



文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」

我が国の高等教育の現状 (2)

英米と我が国の大学を比較すると、教職員一人あたりの学生数に大きな差が見られる。

英米5大学の教員・職員一人当たり学生数

	大学名	学生数	教員数	職員数	教員一人あたり学生数	職員一人あたり学生数
1	ハーバード(米)	16,520	3,788	11,881	4.36	1.39
2	イエール(米)	10,845	2,902	9,590	3.74	1.13
3	ケンブリッジ(英)	18,309	3,933	4,340	4.66	4.22
4	オックスフォード(英)	18,667	4,197	4,575	4.45	4.08
5	カリフォルニア工科(米)	2,195	395	2,775	5.56	0.79
	上記5大学の平均	66,536	15,215	33,161	4.37	2.01

注)職員数は各大学のwebサイトで公表されている数値。学生数、教員数は、平成20年度科学技術人材養成等委託事業委託業務成果報告書(日本物理学会キャリア支援センター)の数値。

我が国における主な大学()で同様の値を計算すると、

「教員一人あたり学生数」・・・14.3

「職員一人あたり学生数」・・・16.1

となり、大きな差が見られる。

東京大学、京都大学、東京工業大学(国立)、首都大学東京、大阪府立大学(公立)、慶應義塾大学、早稲田大学(私立)の学生数・教員数・職員数から算出。データは大学によって異なるが、H23.10におけるホームページ掲載値。

日米の学士課程教育を比較すると、米国の大学の特徴として、

多数のティーチング・アシスタント(TA)や職員による学生に対してのきめ細かな支援の存在
情報通信技術や双方向性の確保、自主的な学習機会の確保等のシステム面の整備、などの点で違いが見られる。

	日本(国立大学の例)	米国(カリフォルニア大学バークレー校の例)
年間延べ学生数(概数)	約5,400名	約4,300名
履修システム	分散履修(90分×週1回)	集中履修(60分×週2,3回)
教育方法	講義中心、教員個人の力量(私塾型)	演習中心、事務職員を含む組織力、総合力
教育支援システム	<基礎化学>の例	<Chemistry 1A>の例
授業に關与するTA(大学院博士課程)の人数	30人	90人
授業に關与する教育支援職員等の人数	4人	66人
合計教育スタッフ数	74人	158人
スタッフ一人あたり学生数	75人	27.2人

小笠原正明氏「研究大学における理系の基礎教育とティーチングアシスタントの役割」(名古屋高等教育研究第7号,2007)より作成。カリフォルニア大学バークレー校は、1コースの中に講義と実験双方の履修者が含まれるため、2倍して比較している。

単位制度関連の検討事項（大学設置基準の規定とその解釈）

（単位）

第21条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（一年間の授業期間）

第22条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第23条 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

< 解釈 >

1単位は、45時間の学修をもって構成される。45時間のうち、授業を行う時間については、例えば講義であれば、15時間以上が確保されていれば足り、その講義を2学期制であれば15週の間、3学期制であれば10週の間に行うこととなる。

授業を行う期間については、必ずしも講義を15週にわたって週1回行うことを要するものではなく、当該期間が授業期間と設定され、これに加え確保される年間5週（35週から30週を引いた数）の中で、定期試験や補講（授業期間内に15時間が確保できなかった場合、もしくは45時間を超えて授業を行う場合を含む）を行うものとする、という考え方である。

(参考) 認証評価における授業期間の確認について

	大学基準協会	大学評価・学位授与機構	日本高等教育評価機構	短期大学基準協会
考え方	<p>単位制の趣旨に基づき、1単位45時間の学習時間を確保する観点から、授業期間・授業回数を確認する。</p> <p>具体的には、学年暦により、10週又は15週にわたり授業期間が設定されていること、また、シラバスにより10回又は15回の授業が行われていることを確認している。</p>	<p>単位の実質化の観点から、授業を行う期間として、10週又は15週を確保しているか確認する。</p> <p>具体的には、学年暦やシラバスにより、各授業科目の授業を10回又は15回行うこととされているか確認する。</p>	<p>各授業科目の授業を定期試験を含めず、10週又は15週行っているか確認する。</p> <p>具体的には、学年暦やシラバスにより、各授業科目の授業が10回又は15回確保されていることを確認する。</p>	<p>学年暦等により、10週又は15週にわたり授業期間が設定されていることを確認している。</p>
事例	<p>授業回数ではなく、講義に充てる時間が少ない場合に、評価報告書で改善を指摘した事例がある。</p>	<p>定期試験を10週又は15週に含めている場合に、訪問調査の際に口頭で改善の指摘をした事例がある。</p>	<p>定期試験を10回又は15回の授業に含めている場合に、大学に対し、「改善を要する点」として指摘した事例がある。</p>	<p>定期試験を15回の授業内に含めていることが確認された場合に、授業と別に実施するよう、訪問調査で改善の指摘をした事例がある。</p>
基準	<p>基準4 教育内容・方法・成果について</p> <p>3)教育方法 【点検・評価項目】 ・教育方法および学習指導は適切か ・成績評価と単位認定は適切に行われているか</p> <p>【評価の視点】 ・教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性</p>	<p>基準5 教育内容及び方法</p> <p>5 - 2 - 単位の实質化への配慮がなされているか。</p> <p>【自己評価実施要項】 留意点 1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されているか、各授業科目の授業が、10週又は15週にわたる期間を単位として行われているかを分析。</p>	<p>基準3 教育課程</p> <p>3 - 2 - 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。</p> <p>【自己評価書の作成の際の基準ごとのポイント】 ・各教育課程の編成方針に沿った設定について、関連する大学設置基準を踏まえて記述し、また、その見直しや改善がどのようになされ、今後の方針に反映されているかも含めて記述。</p> <p>【評価のてびき】 各授業科目の授業を定期試験を含めず、10週又は15週行っているか。</p>	<p>基準 -A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。</p> <p>(2)学科・専攻課程の教育課程を体系的に編成している。</p> <p>シラバスに必要な項目(達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)が明示されている。</p>

その他，国際交流を促進するための検討事項(1)

学校教育法施行規則

第144条 学生の入学，退学，転学，留学，休学及び卒業は，教授会の議を経て，学長が定める。

休学した学生が，休学期間中に行った学修に関する単位認定

現時点においても，学生が在学中に休学を認められ，外国の大学で学修することができるが，休学中に行った学修に関しては，単位認定及び在学期間への算入を行わないという解釈がとられていた(大学設置基準の一部を改正する省令の制定について(昭和47年文部事務次官通知))。

しかしながら，昨今の大学の国際化を進める流れの中で，海外の大学との大学間交流・連携をより一層促進する観点から，外国の大学において修得した単位については，大学設置基準第28条第2項の規定の趣旨を踏まえ，当該学生が在学する大学において，学則等を整備した上で，当該大学において修得したものと認定することもさしつかえないことを明確化する。

ただし，当該休学期間を在学期間に算入するものではない。

その他，国際交流を促進するための検討事項(2)

大学院入学資格に関する検討

我が国の大学院入学資格は，
課程年数として16年，
個別入学資格においては22歳の年齢要件
のいずれかとなっている。

【考え方】

外国の学校教育制度が，我が国のそれと必ずしも同一ではなく，むしろ多様であることから，個々の国の教育内容に立ち入らずに，各国の制度を尊重した上で，我が国の学校教育との接続を担保するため，外国の学校教育において16年の課程を修了していることを要件としている。

個別入学資格制度は，学校教育における制度的な接続を基本としつつ，大学院で学ぶ意欲と能力を有する者に，広く大学院教育を受ける機会を提供するために設けたものであり，制度的な接続を担保するため，22歳という年齢要件を設けている。

上記に加え，大学教育の国際交流を積極的に推進する観点から，外国の大学に限って，その大学の教育の質が，制度的に保証されていることが確認された場合には，学士号を授与された者であれば，大学院入学資格を授与することを文部科学省として検討しているところ。

我が国では，博士課程への入学に関し，外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者を認めている(学校教育法施行規則156条)ことを踏まえると，この取扱いは，妥当と考えられる。

その他，国際交流を促進するための検討事項(3)

Aレベル資格

現行法令では，外国の大学入学資格として，国際バカロレア資格，アビトゥア資格，バカロレア資格を取得し18歳に達した者は，文部科学省告示において，日本の大学入学資格が認められている。

一方，イギリスなどの国では，大学入学資格として，「Aレベル資格」が存在している。これは義務教育後の中等教育課程であるシックスフォームを終える段階(18歳)で，高等教育機関に進学するために取得する資格である。

外国の大学入学資格を認めるにあたっては，これまで各国大使館を通じた個別の要望に対応する形で告示で定められてきており，今般，イギリス大使館から，Aレベル資格を日本の大学入学資格として認めるように要望があった。

これを踏まえ，国際バカロレア資格，アビトゥア資格，バカロレア資格と同様に，Aレベル資格を取得し，18歳に達した者についても，文部科学省告示において，日本の大学入学資格を認める旨を明文化するかどうかが，文部科学省において検討しているところ。

その他，国際交流を促進するための検討事項(4)

外国に所在する国際的な評価団体の認定校

現在，インターナショナルスクールを卒業した者が，我が国の大学に入学する場合には，以下のいずれかの要件を必要としている。

我が国に所在するインターナショナルスクールで，国際的な評価団体(WASC, CIS, ACSI)の認定を受けたところにおいて，12年の課程を修了し，18歳に達していること

国際バカロレア資格，アビトゥア資格，バカロレア資格のいずれかを有し，18歳に達していること

各大学の個別入学資格審査に合格し，18歳に達していること

この制度は，我が国に在住する外国人の増加に対応し，外国人子弟の学習環境の整備や教育の国際化に対応する観点から，平成15年に，国内にある外国人学校を対象として入学資格の弾力化を行ったものである。

一方，外国に所在するインターナショナルスクールの課程修了者については，そのスクールが， のような国際的な評価団体から認定を受けていても，我が国の大学入学資格が認められていない(又は で対応することになる)。

上記の制度改正当時は，「評価団体の評価を受けた外国に所在する教育施設の修了者についてのニーズが多く認められれば，その対応を検討することが必要」と考えていた。

現在，外国に所在するインターナショナルスクールで，国際的な評価団体から認定を受けたところの卒業者に大学入学資格を認めるよう，各方面から要望がなされている。そこで，大学の国際化と留学生交流を促進する観点から，これに対応するための制度的な見直しを，文部科学省として検討しているところである。